



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ウィルグループ
代表者名 代表取締役社長 池 田 良 介
(コード番号：6089)
問合せ先 管 理 本 部 長 高 山 智 史
(TEL. 03-6859-8880)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 21 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の多様化に対応するため、第 2 条に定める目的の追加をするものであります。
- (2) 株主総会ならびに取締役会の招集権者および議長を取締役会長または取締役社長とするために、現行定款第 14 条および第 24 条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(目的)	(目的)
第 2 条 (条文省略)	第 2 条 (現行通り)
(1) ~ (25) (条文省略)	(1) ~ (25) (現行通り)
(新設)	(26) <u>旅館、ホテル等の経営及びコンサルティング業務</u>
(26) 前記各号に附帯関連する一切の業務	(27) 前記各号に附帯関連する一切の業務
2. (条文省略)	2. (現行通り)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。	第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長又は取締役社長</u> が招集する。 <u>取締役会長及び社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>2. 株主総会においては、<u>取締役会長又は取締役社長が議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 28 年 6 月 21 日

定款変更の効力発生予定日 平成 28 年 6 月 21 日

以 上